

令和5年第2回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

令和5年4月27日 開会

令和5年4月27日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

令和5年第2回新十津川町議会臨時会

令和5年4月27日（木曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第2号 専決処分の報告について
- 第4 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて
- 第5 議案第33号 令和5年度新十津川町一般会計補正予算（第1号）
- 第6 議案第34号 財産の取得について

○出席議員（9名）

2番	村井利行君	3番	進藤久美子君
4番	鈴井康裕君	5番	小玉博崇君
6番	杉本初美君	7番	西内陽美君
8番	長谷川秀樹君	9番	長名實君
11番	笹木正文君		

○欠席議員（1名）

10番 安中経人君

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	長島史和君
保健福祉課長	坂下佳則君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	小松敬典君
建設課主幹	千石哲也君
会計管理者	内田充君
教育委員会事務局長	鎌田章宏君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 窪田謙治君

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 議長（笹木正文君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから、令和5年第2回新十津川町議会臨時会を開会いたします。
ただいま出席している議員は、9名であります。
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、5番、小玉博崇君。
6番、杉本初美君。両名を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（笹木正文君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日1日限りと決定をいたしました。
-

◎報告第2号の上程、説明、質疑

- 議長（笹木正文君） 日程第3、報告第2号、専決処分の報告についてを議題といたします。
内容の報告及び説明を求めます。
町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

- 町長（熊田義信君） 改めておはようございます。ただいま上程いただきました報告第2号、専決処分の報告について。
地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告をする。
3ページをお開き願います。
専決第1号。専決処分書。
議決された契約金額の10分の1以内の額を増額することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。
専決年月日は、令和5年3月22日であります。

内容を申し上げます。

1、契約の目的、ふるさと公園整備事業休養・便益施設建築主体工事。

2、議決年月日及び議案番号、令和4年3月15日議案第26号。

3、契約金額の変更内容、(1)変更前の額1億5,840万円、(2)変更後の額1億5,994万円、(3)増減額154万円の増。

4、変更の理由、軟弱地盤箇所への置換砂利の追加及び資材の納期遅延による工期延長に伴うコンクリート防寒養生工の追加による請負額の変更が生じたものでございます。

以上を申し上げ、専決処分の内容の報告といたします。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 内容の報告及び説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号、専決処分の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第4、議案第32号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第32号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、新十津川町税条例の一部改正について別紙のとおり専決処分をしたので、これを報告し、承認を求めます。

提案理由でございます。

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

なお、内容につきましては住民課長より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 長島史和君登壇〕

○住民課長（長島史和君） 改めましておはようございます。ただいま上程いただきました議案第32号、専決処分の承認を求めることについて。

令和5年3月31日に専決処分いたしました専決第2号、新十津川町税条例の一部を改正する条例についての内容について、ご説明申し上げます。

今回の専決処分は、地方税法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、4月1

日から施行されたことにより、新十津川町税条例の一部を改正したものでございます。

改正規定の内容につきましては、お手元の新旧対照表によりご説明させていただきますので、新旧対照表をご覧ください。

初めに、1ページから4ページまでの第46条、第48条、第50条、第98条、第101条につきましては、地方税法施行規則の改正に伴うものでありまして、従来の窓口で支払う納付書に加え、電子納付に対応する納付書様式の追加及び一部文言修正を行うものでございます。

4ページでございます。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例を定めたもので、特例の適用期間を令和9年度まで延長するものでございます。

5ページをご覧ください。

附則第10条は、読み替え規定でありまして、法律改正に合わせて引用条項を改正いたしました。

附則第10条の2第3項以降及び7ページ、附則第10条の3第12項につきましては、法律改正に伴う項ずれの修正でございます。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税について定められたものでございますが、臨時的軽減措置期間を迎えたこと及び附則第16条で、軽自動車税種別割のグリーン化特例の延長、見直しが行われたことにより削除するものでございます。

8ページをご覧ください。

附則第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例について定められたものでございますが、こちらも附則第15条と同様の事由により削除するものでございます。

8ページ以降の軽自動車税の種別割の税率の特例を定めた附則の第15条の各項につきましては、脱炭素社会の実現に向けたグリーン化特例の対象となる車種を三輪の軽自動車及び四輪軽自動車の乗用営業車と定め、乗用営業車の場合、標準税率では6,900円であるものを電気自動車や天然ガス自動車の75パーセント軽減の場合では1,800円、50パーセント軽減では3,500円、25パーセント軽減では5,200円とするものでありまして、期限につきましても、最大で令和8年3月31日と定めております。

12ページをご覧ください。

附則第16条の2につきましては、法律改正に伴う項ずれの修正でございます。

附則第17条の2につきましては、優良住宅地の造成のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例を定めたもので、特例の適用期間を令和8年度まで延長するものでございます。

議案書に戻りまして、附則についてご説明申し上げます。

議案書の10ページ中段の第1条で、施行日を令和5年4月1日と定めてございます。

また、固定資産税に関する経過措置及び軽自動車税に関する経過措置も定めてございます。

以上をもちまして、専決第2号、新十津川町税条例の一部改正についてのご説明とさせていただきます。何とぞご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第32号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第5、議案第33号、令和5年度新十津川町一般会計補正予算第1号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第33号、令和5年度新十津川町一般会計補正予算第1号。

令和5年度新十津川町一般会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,617万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億4,185万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただいま上程いただきました議案第33号、令和5年度新十津川町一般会計補正予算第1号につきまして、内容をご説明を申し上げます。

20ページ、21ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみ申し上げます。

総括、歳入。

15款、国庫支出金。補正額3,566万3千円。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,163万1千円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金400万円、同事務費補助金3万2千円の合計額でございます。計4億6,407万円3千円。

16款、道支出金。補正額1万1千円。これは、民生委員推薦会開催負担金でございます。計5億2,711万4千円。

19款、繰入金。補正額50万1千円。これは、財政調整基金からの繰入れでございます。計5億6,520万1千円。

歳入合計、補正額3,617万5千円、計64億4,185万円。

次に、歳出。

3款、民生費。補正額3,617万5千円、計10億1,964万3千円。財源内訳、特定財源、国道支出金3,567万4千円、一般財源50万1千円。

歳出合計、補正額3,617万5千円、計64億4,185万円。財源内訳、特定財源、国道支出金3,567万4千円、一般財源50万1千円でございます。

次に、歳出の内容についてご説明を申し上げます。28ページ、29ページをお開き願います。

3款1項1目社会福祉総務費。補正額3,214万3千円、計1億2,816万1千円。内容を申し上げます。事業番号12番、民生委員児童委員改選事務3万7千円。これは、現任民生委員児童委員に1名の欠員が生じたことから、これを補充するため、推薦会を開催する経費を補正計上するものでございます。

次、事業番号13番、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業3,210万6千円。これは、電気、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等の低所得世帯に対し、1世帯当たり3万円を支給するもので、支給世帯を1,000世帯と見込み、そのほかシステム改修ほか、当該支給事務に係る経費210万6千円を補正計上するものでございます。

次に、30ページ、31ページをお開き願います。

3款2項1目児童福祉費。補正額403万2千円、計3億2,490万8千円。内容を申し上げます。事業番号14番、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業403万2千円。これは、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、実情を踏まえた生活の支援を行うため、令和4年度児童手当受給者で住民税均等割が非課税である者の児童1人当たり5万円を支給するもので、対象を80人と見込み、そのほか事務経費として3万2千円を補正計上するものでございます。なお、当該給付金は、プッシュ型給付として実施をするものでございます。

以上、一般会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第33号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、令和5年度新十津川町一般会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第6、議案第34号、財産の取得についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第34号、財産の取得について。

町は、次のとおり財産を取得する。

提案理由でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

1、名称及び数量、除雪トラック専用車1台。

2、取得の目的、建設機械の老朽による更新。

3、契約の方法、一般競争入札。

4、取得価格、5,258万円。

5、契約の相手方、砂川市空知太東1条3丁目3番24号、UDトラックス北海道株式会社空知支店、支店長、菅原直実。

なお、裏面に参考資料として、入札参加業者、財産の規格などを記載しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

なお、納入期限におきましては、令和6年3月29日となっております。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第34号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了をいたしました。

◎町長挨拶

○議長（笹木正文君） ここで町長から発言を求められておりますので、発言を許します。
町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） 議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶をさせていただきますと思います。

今任期あと3日となったこの日に、まず臨時議会を開催させていただきました。内容についても、臨時交付金ということで、非課税世帯、子育て世帯に迅速かつ速やかに支給をしたいということから、この日程で臨時会を開催し、それぞれ提案をさせていただきました報告1件、議案3件、原案どおり可決決定をしていただきましたこと、まずもって感謝とお礼を申し上げたいというふうに思います。

第1回定例会後におきましても、このような議会が開催されないだろうということから、皆さま方にお世話になった旨の挨拶をさせていただいたところでもありますけれども、このたび臨時議会が開催されたこと、それと、地方統一選挙が終わったことなどを踏まえ、もう一度、皆さん方に感謝とお礼の挨拶をさせていただきたいというふうに思います。

この度、ご勇退されます笹木議長、安中副議長、それと長名元議長、長谷川元議長、そして進藤議員、これまで町の振興発展、町民の幸せのために本当にこの議会議員としてご尽力をいただき、町が大きく前進することができたことは、これまでの先輩議員、そして、皆さん方のご支援のおかげだというふうに思っており、改めて感謝とお礼を申し上げたいというふうに思います。

また、この後は町民として、また違った立場で大所高所からいろんな場面でまちづくりのためにご支援ご協力いただければありがたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。大変お世話になりました。

それから、この度、地方統一選町議会議員の選挙がありました。非常に議会議員のなり

手不足というようなことが、当初目されておりましたが、議長をはじめとする議会議員の皆さん方が、なり手不足解消のために奔走され、そして、いろんな機会を通じて議会議員の候補者を見出していただき、12名の候補者が出たところであります。先輩議員、そして若い議員などいて、今選挙のあり方も様々でありましたので、非常に厳しい選挙戦ということであったというふうに思いますけれども、見事ここにいらっしゃいます西内委員長、そして杉本議員、小玉議員、鈴井議員、そして村井議員、当初の目的通り当選されましたこと、この場で改めて祝意を表すところであります。本当におめでとうございます。

これまで町民の皆さん方の信頼、そして、それぞれ議員活動として積極的な活動支援、町民の声を吸収していたことが、見事町民の信託を得たものというふうに考えております。本当にこれから、皆さん5人がこれまでの議会議員として、次の新たな新人議員6人を交えての議会になってまいります。毎日のように新聞で注目されております。当初なり手不足から見事選挙になって、そして、女性議員が5人になると、そういうふうに注目されていく新十津川町議会になりますので、新たな議員は新しい風を吹き込んでくれるというふうな期待もあります。いろいろ注目をされますので、先輩議員として新たな議会を構成されるわけでありますから、新十津川議会が本当に他の模範となって羨望される、そして、まちづくりを行政と共に目標を一つにして進める、素晴らしい議会になることを願っておりますので、是非、皆さん方の力を更に発揮をしていただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

最後になります。私もあと3日であります。実質、平日は明日1日ということになりますので、仕事、公務という部分では明日が納めになることにはなりますが、これまでの間、改めて笹木議長をはじめ議会議員の皆さん方に大変お世話になりましたこと、そして、行政側におります副町長、教育長、そして、管理職の皆さん方に大変お世話になりましたこと、そして、ここは議場ということでもありますので、この奥には町民すべての方がこの議場の場で見ているというようなことで、この議会のこの議場で私も向き合っていました。町民の皆さん方にも、これまで本当に理解をしていただき、ご支援ご協力をいただいたことに感謝申し上げます、この任期、残すところ本当に公務は明日1日ということではありますが、この場を借りてすべての皆さん方に改めて感謝とお礼を申し上げます、一言お礼の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（笹木正文君） はい、ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（笹木正文君） それでは、臨時会終了に当たりまして、私の立場からも一言だけご挨拶をいたしたいと思っております。

私も、3月の第1回の定例会で今期4年間の振り返りを述べさせていただきましたので、特段申し上げることはございませんが、今、町長もいろいろ話したのとほとんど同じような内容になりますけど、私の思いとして聞いていただければというふうに思います。

本当に今回の議員の改選では、なり手不足というのが叫ばれる中で、今年に入り議員全員でなり手不足の解消に向けて本当に取り組んでまいりました。

その結果、下馬評では定員割れとか、再選挙などと言われた危機的な状態から一転いたしまして、普通通りの選挙戦が行われ、世代交代により若い力が参入いたしました。

そして、男女共同参画推進が叫ばれる中で、女性議員が約半数を占めるという理想的な議員構成となりました。きっと次期の新十津川町議会は、新たな注目と大きな期待を集めることになると思っております。

次期の新生新十津川町議会において、現職として残られる5人の議員の方々には、この期で果たせなかった道半ばの議会改革を継承していただき、加えて、多くの研修や勉強会を重ね、我々が目指してきた議会のあるべき姿が結実されるように、議員全員が一丸となり難局に向かい切磋琢磨することをお願いをいたします。

また、勇退される議員の皆さま及び理事者の方々には、長きにわたり町政に対しご尽力いただきましたことに対しまして、心から敬意とねぎらいを申し上げたいと思います。

終わりになりますけれども、町民の皆さま、そして、町長をはじめ理事者の方、各管理職及び職員の皆さま、監査委員のお二人、そして、議員の皆さまに改めて心から深く感謝を申し上げまして、意は尽くしませんけれども最後のお礼の挨拶に代えさせていただきます。本当に長い間誠にありがとうございました。

◎閉議の宣告

○議長（笹木正文君） それでは、会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（笹木正文君） 令和5年第2回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

(午前10時34分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員